

平成 23 年 10 月 13 日

財 務 局

都庁舎における省エネ・節電対策について

都庁舎においては、これまでの省エネ・節電対策を踏まえ、引き続き、下記の対策を実施する。

記

〔主な節電対策〕

- 照明
 - ・ 執務室照明の 1 / 2 消灯、植栽内・街路下等一部照明の消灯
 - ・ なお、廊下照明は 1 / 4 点灯とする
- 昇降機
 - ・ エレベーターの 1 / 4 休止（ただし、朝、昼の時間帯は除く）
 - ・ なお、エスカレーターは稼動する
- 空調
 - ・ ロビー等一部区域の空調停止、きめ細かな空調機運転
- その他
 - ・ 給湯器の休止、給茶機の 1 / 2 休止（平成 23 年 9 月 22 日付 23 総人職第 462 号にて各局通知済）
 - ・ PC 機器のふた閉めの励行、不要なプリンター等の電源オフ

〔今冬へ向けた取組〕

- 都庁舎が気密性のある建物であり、職員やOA機器などから発生する熱のため、冬期においても日中時間帯は室温を抑制する空調を行っていることから、空調の室温設定については、秋において空調運転の検証を進めながら、検討していく。